



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月16日
第504号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2

○ 公 告

令和6年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告(自然環境保全課).....	3
滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告(労働雇用政策課).....	7
基本測量終了公告(監理課).....	7
公共測量終了公告(監理課).....	7
一般競争入札の公告(警察本部会計課).....	7

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部).....	12
---	----

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告(湖北).....	13
土地改良区役員退任および就任公告(湖東).....	13
土地改良区定款変更認可公告(湖北).....	14

告 示

滋賀県告示第153号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 保安林予定森林の所在場所 長浜市木之本町川合字里ノ内414、415、字上手429、431-1、434、582、582-1、582-16、582-19
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ジョブタス彦根B型事業所	彦根市馬場2-1-1	Anshin株式会社	栗東市荻原113	就労継続支援B型	令和6.4.1	2510200823
就労継続B型事業所Link	長浜市公園町2-19	合同会社Zest	長浜市神照町857番地4	就労継続支援B型	令和6.4.1	2510300839
ふれあい工房	近江八幡市東町647-1	特定非営利活動法人まぶね	近江八幡市東町409番地	生活介護	令和6.4.1	2510400167
ウェルメント東近江	東近江市能登川町41-3	特定非営利活動法人ウェルメント	甲賀市水口町笹が丘1番地59	就労継続支援A型	令和6.4.1	2510500859
就労継続支援事業所ビッグライフ	守山市守山六丁目8番60号	一般社団法人ビッグライフ	守山市守山六丁目8番60号	就労継続支援B型	令和6.4.1	2510700541
しゃくなげ	守山市勝部五丁目818-3.comBLD101号	合同会社アンカ	守山市勝部五丁目818-3	就労継続支援A型	令和6.4.1	2510700681
就労支援事業所カラフル	栗東市御園1010-1	社会福祉法人パレット・ミル	栗東市観音寺139	就労定着支援	令和6.4.1	2511200251
アン栗東	栗東市霊仙寺二丁目8-5	合同会社アン	栗東市霊仙寺二丁目658番地	就労継続支援B型	令和6.4.1	2511200400
住倉栗東作業所	栗東市十里306-11	社会福祉法人三穂の園	岡山县倉敷市玉島服部3788番地1	就労継続支援B型	令和6.4.1	2511200418
介護老人保健施設野洲すみれ苑	野洲市小篠原490-1	医療法人社団董会	兵庫県神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1	短期入所	令和6.4.1	2511300457
エルディ	湖南市三雲1181番地1	特定非営利活動法人むげ	湖南市三雲1181番地1	生活介護	令和6.4.1	2512300183
グループホームひなた	近江八幡市安土町常楽寺571	合同会社Freee	野洲市野田1928番地	共同生活援助	令和6.4.1	2520400108

滋賀県告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
障害福祉サービス事業所むつみ園	草津市山寺町666-1	社会福祉法人よつば会	草津市南笠町891	就労継続支援B型	2510600055	令和6.3.31
住倉草津作業所	草津市芦浦町536番地1	社会福祉法人三穂の園	岡山県倉敷市玉島服部3788番地1	就労継続支援B型	2510600824	令和6.3.31
びわこみみの里	守山市水保町165-1	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	草津市大路二丁目11-33	就労移行支援	2510700160	令和6.3.31
滋賀県立信楽学園	甲賀市信楽町神山470	滋賀県	大津市京町四丁目1-1	施設入所支援・生活介護	2511400174	令和6.3.31
わたむきの里第1作業所	蒲生郡日野町上野田805	社会福祉法人わたむきの里福祉会	蒲生郡日野町上野田805	生活介護	2511500023	令和6.3.31
滋賀県立近江学園	湖南市東寺四丁目1番1号	滋賀県	大津市京町四丁目1-1	施設入所支援・生活介護	2512300241	令和6.3.31

公 告

令和6年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく令和6年度狩猟免許試験および法第51条の規定に基づく令和6年度狩猟免許の更新を次のとおり行う。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 狩猟免許試験

(1) 受験資格 次のいずれにも該当すること。

- ア 県内に住所を有する者
- イ 法第40条各号の規定に該当しない者であること。

(2) 試験科目

- ア 第1次試験 知識試験および適性試験
- イ 第2次試験 技能試験

(3) 試験の内容

- ア 知識試験 択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
- イ 適性試験 視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。

運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
------	--

ウ 技能試験 免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行う。

狩猟免許の種類	課 題
網猟免許	1 銃器およびわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条第2号に掲げる網の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 施行規則第2条第3号に掲げるわなの1つを架設すること(架設にはわなの解除を含む。) 3 獣類の図画、写真またははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下同じ。)について点検、分解および結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(4) 免許試験の一部免除

ア 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするものは、法第49条第1号の規定に基づき、知識試験のうち鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識試験を免除する。

イ 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、法第49条第2号の規定に基づき、知識試験および技能試験を免除する。

ウ 同一の回の狩猟免許試験において2以上の種類の狩猟免許を受けようとする者が、合格基準の高い狩猟免許の適性試験に合格した場合には、いずれの適性試験にも合格したものとみなす。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり3回実施する。

	試験科目	日時	場所	定員
第1回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和6年6月9日(日) 10時から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人
	第2次試験 (技能試験)	令和6年6月9日(日) 13時から16時30分まで		
第2回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和6年9月8日(日) 10時から12時まで		70人
	第2次試験 (技能試験)	令和6年9月8日(日) 13時から16時30分まで		
第3回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和6年11月20日(水) 10時から12時まで		70人
	第2次試験	令和6年11月20日(水)		

	(技能試験)	13時から16時30分まで	
--	--------	---------------	--

(6) 合格発表 第1次試験の合格者の発表は、第2次試験の開始前に受験番号を掲示することにより行う。第2次試験の合格者の発表は、第1回免許試験については7月上旬に、第2回免許試験については10月上旬に、第3回免許試験については12月下旬に、第2次試験受験者全員に通知して行う。

2 狩猟免許の更新

(1) 更新を受ける資格 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県内に住所を有する者

イ 現在受けている狩猟免許の有効期間が令和6年9月14日に満了する者または有効期間が異なる複数の狩猟免許を持ち、一方の狩猟免許の有効期間が令和6年9月14日に満了する者

(2) 内容

	講 習	適 性 検 査
内 容	1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い	1 視力 2 聴力 3 運動能力

(3) 更新講習および適性検査の日時および場所

	日 時	場 所	定員
第1回	令和6年6月11日(火) 15時から16時30分まで	大津市和邇文化センター 大津市和邇高城12番地	100人
第2回	令和6年6月13日(木) 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	50人
第3回	令和6年6月13日(木) 14時から15時30分まで		50人
第4回	令和6年6月19日(水) 10時30分から12時まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	50人
第5回	令和6年6月19日(水) 14時から15時30分まで		50人
第6回	令和6年6月21日(金) 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	50人
第7回	令和6年6月21日(金) 14時から15時30分まで		50人
第8回	令和6年6月24日(月) 10時30分から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	60人
第9回	令和6年6月24日(月) 14時から15時30分まで		60人
第10回	令和6年7月22日(月) 10時30分から12時まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人
第11回	令和6年7月22日(月) 14時から15時30分まで		100人
第12回	令和6年7月24日(水) 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	50人
第13回	令和6年7月24日(水) 14時から15時30分まで		50人
第14回	令和6年7月25日(木) 11時から12時30分まで	ひこね市文化プラザ 彦根市野瀬町187-4	60人
第15回	令和6年7月25日(木) 14時30分から15時まで		60人
第16回	令和6年7月26日(金) 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター	50人

第17回	令和6年7月26日(金) 14時から15時30分まで	長浜市地福寺町4-36	50人
第18回	令和6年8月31日(土) 13時30分から15時まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人

注 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、4の問合せ先に申し出ること。

3 申請の手続

(1) 申請方法 所定の狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)1枚および狩猟免許手数料または狩猟免許更新手数料に係る滋賀県収入証紙を貼付し、原則として申請者の住所地を管轄する森林整備事務所に提出すること。

(2) 添付すべき書類 次のいずれかの書類を添付すること。

ア 法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通(申請前3か月以内に発行されたもの。銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者を除く。)

イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写し

(3) 受付期間

狩猟免許試験	第1回	令和6年4月18日(木)から同年5月2日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
	第2回	令和6年7月8日(月)から同月19日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
	第3回	令和6年10月7日(月)から同月18日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
狩猟免許更新講習および適性検査	第1回 ～ 第9回	令和6年5月9日(木)から同月21日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第10回 ～ 第17回	令和6年6月25日(火)から同年7月5日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第18回	令和6年7月30日(火)から同年8月9日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

注 定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがある。

(4) 狩猟免許手数料および狩猟免許更新手数料

ア イからエまでを除く新規受験者 5,200円

イ 法第49条第1号に掲げる者(現在受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者) 3,900円

ウ 法第49条第2号に掲げる者(災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者) 3,900円

エ 法第51条第1項に規定する者(狩猟免許の更新を受けようとする者) 2,900円

(5) 狩猟免状の返納 狩猟免許の有効期間が令和6年9月14日に満了する狩猟免状について、次のいずれかにより返納すること。

ア 狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。

イ 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。

ウ 失効後、速やかに、4の森林整備事務所に返納する。

4 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習および適性検査に関する問合せ先

機 関 名 (かっこ内は所管地域)	電 話 番 号
滋賀県西部・南部森林整備事務所(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市)	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所(高島市)	0740-22-6033

滋賀県甲賀森林整備事務所(甲賀市、湖南市)	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所(彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所(長浜市、米原市)	0749-65-6616

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

使用者委員 西川 勝之

使用者委員 城月 祐子

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 作業の地域 滋賀県全域
- 作業の終了日 令和6年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 作業の地域 彦根市全域
- 作業の終了日 令和6年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長 小野 美佐子から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 作業の地域 高島市安曇川町田中
- 作業の終了日 令和6年3月22日

一般競争入札の公告

次世代型オフロード型自動車(一般)の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 入札に付する事項
 - 購入物品名および数量 次世代型オフロード型自動車(一般) 14台
 - 購入物品の仕様等 仕様書による。
 - 納入期限 令和7年2月28日(金)
 - 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:物品 中分類:車両

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札対象車種事前申請書
- (2) 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年4月16日(火)から同年5月15日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで
- (6) 入札書の提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和6年5月16日(木)午前9時。滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、物品購入費の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則

の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Next-generation type off-road type car (general) ,
14 units

(2) Deadline for tender : 17 : 00, May 15, 2024

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural
Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231

一般競争入札の公告

次世代型オフロード型緊急自動車(覆面)の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名および数量 次世代型オフロード型緊急自動車(覆面) 7台

(2) 購入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和7年2月28日(金)

(4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:物品 中分類:車両

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおりの必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札対象車種事前申請書

(2) 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231

(2) 契約条項を示す期間 令和6年4月16日(火)から同年5月15日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年5月16日(木)午前9時。滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、物品購入費の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Next-generation type off-road type emergency car (masked) , 7 units
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, May15, 2024
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231

一般競争入札の公告

次世代型オフロード型緊急自動車の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 次世代型オフロード型緊急自動車 8台
- (2) 購入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年2月28日(金)
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:物品 中分類:車両

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札対象車種事前申請書
- (2) 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年4月16日(火)から同年5月15日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで
- (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵

便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年5月16日(木)午前9時。滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、物品購入費の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Next-generation type off-road type emergency car, 8 units

(2) Deadline for tender : 17 : 00, May 15, 2024

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があつた。

令和6年4月16日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ヘルパース	守山市守山六	特定非営利活				

テーション オリーブ	丁目8番14- 4号	動法人オリー ブの実	守山市守山六丁 目8番15-1号	居宅介護 重度訪問介護	2510700632	令和6.4.16
---------------	---------------	---------------	---------------------	----------------	------------	----------

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長浜南部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月16日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國友芳蔵

理事および監事の別	氏名	住所
理事	池野 則夫	長浜市小一条町206番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、彦根市三津屋土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月16日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉永富彦

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	疋田 久胤	彦根市三津屋町968-5
〃	鹿谷 晃	同 所966-4
〃	辻 耕一	同 所1061
〃	林 俊次	同 所1437
〃	鹿谷 謁磁	同 所1071
〃	辻 正保	同 所996
〃	疋田 博幸	同 所1194
〃	奥田 繁一	同 所1160
〃	田畑 盾一	同 所1080
〃	鹿谷 良治	同 所1067
監事	林 秀雄	同 所1224-1
〃	疋田 喜久夫	同 所1202

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	辻 耕一	彦根市三津屋町1061
〃	田畑 盾一	同 所1080
〃	林 俊次	同 所1437
〃	鹿谷 良治	同 所1067
〃	奥田 繁一	同 所1160
〃	疋田 久胤	同 所968-5
〃	鹿谷 晃	同 所966-4
〃	鹿谷 謁磁	同 所1071
〃	疋田 博幸	同 所1194
〃	近藤 辰弥	同 所1086
監事	疋田 喜久夫	同 所1202
〃	疋田 嘉和	同 所1192

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長浜南部土地改良区の定款の変更は、令和6年4月9日に認可した。

令和6年4月16日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國 友 芳 蔵